

## カラーコート使用規程

一般財団法人日本ドッジボール協会（以下「日本協会」という）が所有・管理するカラーコートの使用に関しては、この規程の定めるところによる。

### 第1条 目的

カラーコートを使用し広くドッジボール競技の普及発展を推進することを目的とする。

### 第2条 申込・使用条件

- 1) 複数の都道府県協会による実行委員会、もしくはブロック連絡会による実行委員会が開催する全国規模の大会であること。
- 2) 全国規模の大会として、全国10以上の都道府県、32チーム以上参加を有すること。

### 第3条 申請と承認

- 1) 大会開催月の1年前には日本協会へ使用申請書を提出、理事会に承認を得る。
- 2) 申請書には大会要項・大会予算（案）を添付する。

### 第4条 受取と返却

- 1) 受取は申請者が定めた指定日までに日本協会から手配する。
- 2) 返却は日本協会指定の場所へ期日までに返却する。

### 第5条 使用料金

カラーコートの使用料は、2コートを基準として、次の通りとする。

2コート以内の場合は、30万円、3コート以上の場合は1コート増える毎に10万円加算する。

### 第6条 付帯費用

カラーコートの設置に係わる、設置指導者の旅費・宿泊費・日当の他、テープ代、輸送費は使用者負担とする。

### 第7条 厳守事項

- 1) カラーコートを棄損しないこと。棄損した場合、使用者が原状回復すること。
- 2) 転貸しないこと。
- 3) 第2条(2)の「申込・使用条件」を厳守すること、虚偽のあった場合、30万円を撤収する。
- 4) 大会報告書を終了後14日以内に日本協会へ提出すること。

附則 平成20年11月15日から施行する。

以上